

第1期中期目標期間業務実績に関する暫定評価（案）

1 概要

評価委員会は、地方独立行政法人法第30条に基づき、中期目標の期間における業務の実績について評価を行うこととされているが、静岡県立病院機構評価委員会では、評価結果を次期中期目標に反映させるため、暫定評価を行うこととしており、第1期中期目標期間の業務実績（暫定）について実施した暫定評価（案）は2のとおりである。

なお、この暫定評価は、法第31条に基づき県が行う「中期目標終了時の検討」に対する評価委員会の意見として位置づける。

2 評価結果（案）

【総括】

県立病院機構は、法人化初年度から現在まで、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療等に重点的に取り組み、県民に信頼される質の高い医療を提供している。

また、経営面においても、新規施設基準の取得や経費の節減努力等により、法人化後3年連続の黒字決算に引き続き、平成24、25年度も黒字の見込みとなった。

医療の質の向上と収支構造の改善の両面において成果を上げていることから、県が指示した第1期中期目標を達成する見込みであり、高く評価できる。

【詳細】（ゴシック体は中期目標）

①医療の提供

県内医療機関の中核的病院として、他の医療機関では対応困難な高度・特殊医療を提供すること。

（評価）・総合病院は、3本柱（循環器疾患、がん疾患、救急医療）をはじめとした高度・専門医療の提供、体制の強化拡充への積極的に取り組んでおり、評価できる。

- ・こころの医療センターは、精神科救急・急性期医療の提供、在宅医療の拡充、先端医療技術の導入・司法精神医療の充実等、県内の他の医療機関では対応困難な総合的・高水準な医療を提供しており、評価できる。

- ・こども病院は、日本でも有数の小児専門病院として、「こころ」から「からだ」まで総合的に高度・専門医療や救急・急性期医療を提供しており、極めて高い業績を挙げており、評価できる。

②医療に関する調査及び研究

研究開発事業への協力や県民への情報提供の充実に努めること。

（評価）・医療水準の向上と医療の質の高度化に資するため、新薬開発や臨床研究等へ参加しており、評価できる。

③医療に関する技術者の研修

優秀な医療従事者の確保と育成を図るため、研修の充実に努めること。

（評価）・資格・免許の取得補助制度の創設、認定看護師資格取得支援等、職員のスキルアップが

図られている点は評価できる。

- ・麻酔科、精神科、放射線科等特定の診療科における医師不足や、看護師の必要数の確保等については、引き続き重要な課題である。

④医療に関する地域への支援

高度医療機器の共同利用の促進、公的医療機関への医師派遣、社会的な要請等に協力すること。

(評価)・県内公的医療機関への医師派遣や医療機器の共同利用の推進等、地域医療確保のため、県立病院として役割を果たしており、評価できる。

⑤災害時における医療救護

医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災害医療チームの派遣等、医療救護に取り組むこと。

(評価)・東日本大震災への医療救護活動は高く評価できる。

- ・総合病院は、基幹災害拠点病院として、災害医療の県内の中心的役割を果たすことを期待する。

⑥業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人制度の特徴を活かし、業務運営の改善及び効率化に努めること。

(評価)・多様な雇用形態の採用、変則勤務の試行、職場環境改善への取組、医師事務作業補助者や看護助手の積極的・効果的な配置など、医療従事者の就労環境の向上に関する取組は、優秀な人材の確保にも資するため、評価できる。

⑦財務内容の改善に関する事項

中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を100%以上とすること。

(評価)・5年間とも黒字を達成し、中期目標で指示した「5年間累計で経常収支比率100%以上」を大きく上回る見込みであり、高く評価できる。

- ・引き続き業務運営の改善及び効率化の推進、中長期的な財政運営の健全化や経営基盤の強化を図り、継続的・安定した病院運営を期待する。

3 法第31条に基づく中期目標期間終了時の検討に対する意見

県が行う中期目標期間終了時の検討に際する評価委員会からの意見は以下のとおりである。

- ・総合的に評価し、県が指示した第1期中期目標を十分達成する見込みであると評価できる。今後も引き続き、地方独立行政法人としての現行の経営形態を継続し、県民が安心して暮らせるよう安全で質の高い医療の提供と、安定した病院経営の維持の両立を期待する。

○地方独立行政法人法

第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。